



令和5年3月6日

愛知県教育委員会教育長 殿

「『教育活動の実施等に関するガイドライン』の改訂について（通知）」（令和4年10月28日愛知県教育委員会保健体育課長）で示された内容の中に「マスクの着用に関するリーフレットについて（更なる周知のお願い）」（令和4年10月14日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）の示された内容が記載されていない説明を求める請願

住 所

(団体名)

氏 名

電話番号

#### 1 請願の趣旨

令和4年12月22日に愛知県教育委員会会議を傍聴しました。その日の請願の中で「学校等における感染症対策としてのマスク着用が任意であることを周知する請願」の口頭陳述後の教育委員と保健体育課長のやり取りの中で「本人の意に反してマスクの着脱を無理強いすることがないように」「児童生徒本人の意思で適切に着脱すること」（資料1）ということを経験していることを初めて耳にしました。

県民の方が強い思いがあって口頭陳述をされたとは思っています。その中の担当課長と教育委員のやり取りの中で「本人の意に反してマスクの着脱を無理強いすることがないように」「児童生徒本人の意思で適切に着脱すること」の発言があり、私はその日に所属校長に確認をしました。所属校長も「本人の意に反してマスクの着脱を無理強いすることがないように」「児童生徒本人の意思で適切に着脱すること」のことは校長会等でも聞いていないと言われたので、保健体育課に「本人の意に反してマスクの着脱を無理強いすることがないように」「児童生徒本人の意思で適切に着脱すること」はどの文章で周知しているのか確認してくださいと依頼しました。その回答は「マスクの着用に関するリーフレットについて（更なる周知のお願い）」（令和4年10月14日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）（資料2）だけでした。しかも、鑑文の文章の一文だけでした。私が所属の管理職から愛知県教育委員会から送られてきたマスクの着用についての文章を全て提出してもらい確認しましたが、私の確認ミスがなければ、先ほど示した一文のみでした。問題なのは、「マスクの着用に関するリーフレットについて（更なる周知のお願い）」（令和4年10月14日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）の二週間後に各県立学校に示された「『教育活動の実施等に関するガイドライン』の改訂について（通知）」（令和4年10月28日愛知県教育委員会保健体育課長）（資料3）に記述がないことです。学校現場でも問題が起こるかもしれない大切な変更点であったにもかかわらず、どうして明確な記述がなかった

のでしょうか。仮に、このガイドラインの適用が令和4年11月1日からなので文章の起案などの関係で令和4年10月14日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部からの事務連絡が間に合わないのならば、後日、追加として各県立学校等に通知文を出すことは可能だったはずですが。このことについて、説明していただきたい。

## 2 請願項目

- (1) 令和4年12月22日に開催された愛知県教育委員会会議(定例会)において、「学校等における感染症対策としてのマスク着用が任意であることを周知する請願」の口頭陳述に「マスクの着用に関するリーフレットについて(更なる周知のお願い)」(令和4年10月14日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)(資料1)の鑑文の文章を引用して、それを学校現場に周知しているような発言をしているにもかかわらず、愛知県教育委員会から出されている最新のマスク着用に関する『教育活動の実施等に関するガイドライン』の改訂について(通知)(令和4年10月28日愛知県教育委員会保健体育課長)(資料2)に記述がないことの説明をすること。

以上

## 参考資料

### 資料1 2022年度12月定例会会議概要(会議録)

「請願第39号 学校等における感染症対策としてのマスク着用が任意であることを周知する請願」愛知県教育委員会会議(定例会)令和4年12月22日開催

### 資料2 マスクの着用に関するリーフレットについて(更なる周知のお願い)

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 令和4年10月14日事務連絡

### 資料3 「教育活動の実施等に関するガイドライン」の改訂について(通知)

愛知県教育委員会保健体育課長 令和4年10月28日通知

\* 資料には、今回の請願に該当する内容についてマーカーを引かせていただいております。